

## 平成30年度 インフルエンザ予防接種料補助のご案内

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
当健康保険組合の保健事業の一環として実施しております、インフルエンザの予防接種料の補助を下記の通り実施しますのでお知らせ致します。なお今回より1回当りの金額の変更を行いますので下記をご覧ください。  
罹患予防の観点から、当補助を利用した予防接種をお勧め致します。

### 記

1. 対象者: ○当健康保険組合の被保険者・被扶養者
- \*接種日、当組合の資格を有し、且つ平成31年2月21日現在在籍者  
(3月給与振込のある方)  
\*集団接種の場合は、事業所の給与天引き月に天引き可能な方(事業所へ一任)
2. 補助の条件: ○日本国内での接種で、市町村の公的助成を受けるものは除く。
- 1回当たり2,000円以上の予防接種(今回より)  
\*インフルエンザの予防接種料金は1回当たり通常3,000~4,500円の費用が発生しますが、市町村によっては高齢者、幼児等に公的助成を行い、料金が安くなるケースがあります。しかし接種時の領収書には助成額が記載されていないため、助成の有無が把握できません。  
接種費用が2,000円未満の場合、何らかの助成を受けている場合がほとんどのため、健保組合での補助対象を1回当たり接種費用2,000円以上とします。
3. 接種期間: ○平成30年10月1日～平成31年1月末日まで
4. 補助申請期間: ○平成31年2月5日～2月15日まで 健保組合必着
- (注)申請期間以外は受付できませんのでご注意ください。  
過年度事例で申請期間前に申請をする方がおられますので、ご注意ください。  
事務処理上、NSはできる限り、部門単位・営業所単位等にまとめて申請下さい。
5. 補助金額: ○利用者1名につき 1,000円(2回接種法による場合でも補助は1回のみ)
6. 手続方法: <各事業所内で集団接種する場合>
- ①各事業所からのお知らせにより、ご確認ください。  
健保組合への補助金申請手続きは必要ありません。
- <医療機関等で接種する場合>
- ①本人が医療機関へ実費を支払い、領収書(レシート可)を受取る。  
②添付の「**インフルエンザ予防接種補助金申請書**」に指定内容を記入し、領収書(原本)を添付し申請ください。(領収書の返却はできません)  
③支給は3月給与を予定(給与振込)。
7. 請求方法: ○各事業所及び日本精機の各営業所、各部門事務担当者はお手数でも申請者より提出された「インフルエンザ予防接種補助金申請書」を取りまとめ、添付致しました「集計表」にまとめていただき、補助申請期間までに健保組合に提出下さい。
- (注)「インフルエンザ予防接種補助金申請書」は、社内便でお送り下さい。  
(注)申請書取りまとめの際には、枚数管理をお願いします。  
(注)「集計表」は、ノットメール又はEメールの**データで提出**をお願いします。  
ノットメール: 健康保険組合 桜井(99011)  
Eメール : [nskempo@nscs-net.ne.jp](mailto:nskempo@nscs-net.ne.jp) (NS健保組合)

8. その他注意点: ○ワクチンが入手困難の場合がありますので、事前に医療機関に確認し、受診下さい。

◆不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

日本精機健康保険組合 桜井

〒940-8580 長岡市東蔵王2-2-34

TEL: 0258-24-5311(直通) (日本精機内線: 1950・1951)

FAX: 0258-24-5344

ノットメール: 健康保険組合 桜井(99011)

○医療機関によっては、ワクチンが入手困難の場合がありますので、事前に確認し、お受け下さい。